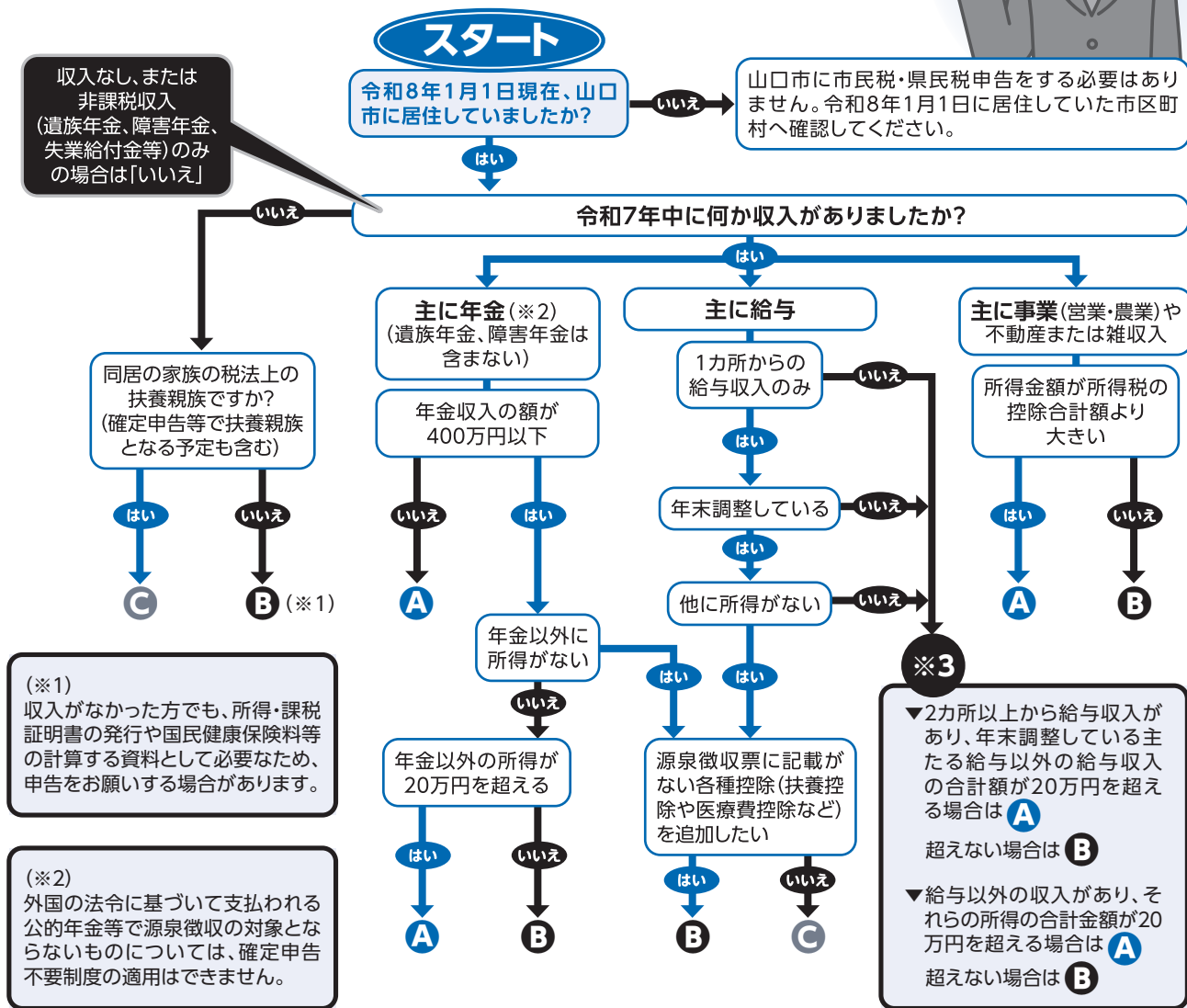


# 令和8年度(令和7年分) 市民税・県民税申告受付について

市民税・県民税申告が必要かどうか、確認してみましょう!

はい → いいえ → で進んでいただき、「判定結果」をご覧ください。

※この図表は、申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安ですので、当てはまらない場合もあります。内容について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。



(※1)  
収入がなかった方でも、所得・課税証明書の発行や国民健康保険料等の計算する資料として必要なため、申告をお願いする場合があります。

(※2)  
外国の法令に基づいて支払われる公的年金等で源泉徴収の対象とならないものについては、確定申告不要制度の適用はできません。

**判定結果** このフローチャートは目安です。内容によって申告方法が異なる場合があります。

<b>A</b>	所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告をすれば、市民税・県民税申告は必要ありません。
<b>B</b>	市民税・県民税申告が必要です	ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は、確定申告をすることもできます。
<b>C</b>	所得税の確定申告、市民税・県民税申告は必要ありません	

## 所得税の確定申告について

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコン以外にスマホやタブレットでも所得税の確定申告書の作成ができます。ID・パスワード方式で簡単に「電子申告(e-Tax)」を利用して提出することができます。



令和8年度(令和7年分)

# 市民税・県民税申告受付について

市民税・県民税申告会場で受付をする申告は、①市民税・県民税の申告と、②所得税の確定申告です。なお、所得税の確定申告については、市では受付できないもの（3ページ参照）があります。

## 期間・会場等

「各会場の申告受付日程（5・6ページ）」をご確認のうえ、お間違えのないようお越しください。  
※受付終了時刻を過ぎてご来場された方や会場にお戻りになられた方には、当日当会場での申告受付をお断りさせていただきます。あらかじめご了承ください。

## 申告時にご持参いただくもの

- 1 収支内訳書（営業・農業・不動産等の所得のある方）及び収支内訳書作成の基となった収入・必要経費の額が分かるもの**（収支内訳書は申告会場でも配布します。）
- 2 所得の計算に必要なもの**
  - ・源泉徴収票（給与または公的年金）、支払報告書、帳簿書類、領収書、個人年金の税申告用の書類（年金支払証明書）など
- 3 各種控除の計算に必要なもの**
  - ・各種健康保険料・介護保険料・国民年金保険料・生命保険料・地震保険料などの支払証明書、医療費控除の明細書など
  - ※国民健康保険納付額証明……………令和7年10月24日発送  
介護保険納付額証明……………令和8年1月23日発送予定  
後期高齢者医療保険納付額証明……………令和8年1月23日発送予定
  - 社会保険を任意継続されている方や、その他国保組合等の保険に加入されている方は、各保険者やお勤め先にご確認ください。
  - ・被扶養者（配偶者または子など）の所得が分かるもの
  - ・障害者手帳など
- 4 本人確認書類**
  - ・申告者本人が申告する場合は、個人番号確認資料（マイナンバーカード等）、身元確認資料（マイナンバーカード、運転免許証、保険証等）
  - ・同世帯の親族が申告者本人に代わり申告する場合は、申告者本人の個人番号確認資料と身元確認資料、代行者の身元確認資料
  - ・代理人が申告する場合（上記以外の場合）は、申告者本人の個人番号確認資料、代理人（窓口にいらっしゃる方）の身元確認資料、委任状（代理権の確認書類）
- 5 日本国外に居住する親族の扶養控除等に係る必要書類**
  - ・親族関係が分かる書類（外国語で作成されているものは翻訳文を添付）
  - ・送金状況が分かる書類（金融機関の送金依頼書、クレジットカード利用明細書など）

## 申告に関する書類の配布について

各総合支所・各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）では、下枠の書類のみ配布します。

下枠以外の所得税の確定申告に関する書類（確定申告書等）が必要な方は山口税務署へお問い合わせください。

【配布する書類】 ●市民税・県民税申告書 ●市民税・県民税申告の手引き ●医療費控除の明細書  
●収支内訳書（一般用・不動産所得用・農業所得用） ●収支内訳書の書き方

## 書類の事前作成等にご協力ください

営業・農業・不動産等の「収支内訳書」や医療費控除の申告をされる方については、事前に書類の作成をお願いします。作成をされている方から優先的に受付をしますので、あらかじめご了承ください。医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」の添付が必要です。「医療を受けた人」「病院や薬局」ごとに記載した医療費控除の明細書をあらかじめ作成してください。

- ※医療費の領収書のみでは申告はお受けできません。領収書については自宅で5年間保存してください。
- ※健康保険組合等が発行した「医療費通知」を添付することで「医療費控除の明細書」の記入が簡素化できます（「医療費通知」は自己負担額等が記載されたものに限ります。）。
- ※「医療費通知」の記載内容によっては、令和7年中の医療費支払額が全て確認できない場合があります。その場合には、医療費通知には記載されていない診療月の領収書をご確認のうえ、「医療費控除の明細書」へ記入してください。
- ※「医療費控除の明細書」は、最寄りの総合支所、申告受付を行う地域交流センターに備え付けていますのでご利用ください。

### 市民税・県民税申告書提出先

○〒753-8650 山口市亀山町2番1号  
山口市役所本庁舎（山口総合支所2階） 市民税課 市民税担当

※確定申告書については、市では受け取りできませんのでご注意ください。  
（市民税課、各総合支所及び申告会場に提出箱はありません。）

#### 確定申告書郵送先

○〒747-8533 防府市寿町6番39号 広島国税局業務センター防府分室 宛

※市民税・県民税申告書提出される際は、以下の記入内容・添付書類等に漏れないことをご確認ください。

- ・申告者の氏名、住所、生年月日、個人番号（マイナンバー）、連絡先（日中連絡が取れる電話番号）
- ・マイナンバーカードの写し（両面）もしくは、マイナンバーの記載のある住民票と身元確認書類（運転免許証、パスポートなど）の写し
- ・1ページに掲載している申告時持参物「2 所得の計算に必要なもの」および「3 各種控除の計算に必要なもの」

なお、申告書の控えや添付書類の返送が必要な場合は、お手数ですが、返信用封筒（返送先の住所・氏名を記入し、切手を貼付したもの）を同封してください。

### 市民税・県民税の申告をする必要がない方

- 1 所得税の確定申告書を提出される方
- 2 給与所得のみの方で、給与支払報告書が勤務先から山口市に提出されている方
- 3 公的年金・恩給の収入のみの方  
※給与や公的年金の源泉徴収票に記載されていない控除（社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など）の追加がある方は申告が必要です（表紙参照）。
- 4 申告をする方または年末調整をされた方の税法上の扶養親族になっている方  
（扶養している方が市外の場合を除く）
- 5 令和7年中に亡くなられた方  
※令和7年度の市民税・県民税が課税されている場合、納税義務は相続人に継承されます。

### 問い合わせ先（市民税・県民税申告）

市民税課市民税担当（山口市役所本庁舎（山口総合支所）2階）  
電話 083-934-2735

# 山口税務署からのお知らせ

所得税の確定申告書を提出される方へ

書かない✕確定申告  
マイナンバーカードで  
自宅からe-Tax

今年も!

＼メリットたくさん♪／

自宅から  
申告可能



24時間  
利用可能



※メンテナンス時間を  
除きます

受信通知から  
いつでも内容確認



添付書類  
提出不要




※一部の書類を除きます

早期還付  
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は  
1か月~1か月半程度で還付

すでに   
約4人中3人が  
e-Taxで  
申告しています!!

- ✓ 確定申告書等作成コーナーなら金額等を入力するだけで自動計算で申告書が完成!
- ✓ マイナポータル連携で給与、ふるさと納税、医療費等が自動入力できる! ※ご利用には事前準備が必要です



作成コーナー



マイナポータル連携  
の詳細はこちら



スマホでもできちゃい♪

## 申告に困ったときは

### ▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの  
操作方法などを動画でご案内



### ▶ チャットボット「ふたば」

ご質問したいことを入力するか、  
メニューから選択いただくと  
税務職員ふたばが回答



確定申告に関する一般的なご相談は、**国税相談専用ダイヤル**までご連絡ください。

(国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901) ※受付時間：平日 8時30分~17時(年末年始除く)

国税庁ホームページ



次の内容の確定申告は、**市民税・県民税申告受付会場**で受付ができませんので、税務署へご相談ください。

※次の内容以外でも**市民税・県民税申告受付会場**で受付できない場合がありますので、ご了承ください。

- ・土地建物や株式の譲渡、先物取引による所得の申告をされる方
- ・青色申告をされる方
- ・初めて「住宅借入金等特別控除」の申告をされる方
- ・亡くなられた方の申告をされる方
- ・過年分(令和6年分以前)の申告をされる方
- ・山林所得、退職所得の申告をされる方
- ・災害減免法による所得税の軽減免除
- ・雑損控除の申告をされる方

# 給与所得控除最低保障額の見直し

給与所得控除の最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられます。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超 180万円以下		給与収入金額×40%−10万円
180万円超 190万円以下		給与収入金額×30%+8万円
190万円超	改正なし	

# 各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件額が下記のとおり 10 万円引き上げられます。

扶養親族等の区分	所得要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	58万円以下	48万円以下
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	58万円以下	48万円以下
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	58万円以下	48万円以下
勤労学生の合計所得金額	85万円以下	75万円以下
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	65万円以下	55万円以下

# 大学生年代の子等に関する特別控除 (特定親族特別控除)の創設

19 歳以上 23 歳未満の親族について、令和 7 年中の合計所得金額が 58 万円を超える場合においても、当該親族の合計所得金額に応じて、下記のとおり控除が受けられるようになります。

特定親族の合計所得金額	納税義務者の控除額
58万円超 85万円以下	45万円
85万円超 90万円以下	45万円
90万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

# 各会場の申告受付日程 ※受付時間を確認してください

申告受付をされる方は受付時間内の受付をお願いします。受付時刻終了後は受付できませんのでご注意ください。

## 【全体会場：山口総合支所】

開催日	受付時間	会場
2月16日(月)～3月16日(月)の平日	8:30～17:00	山口市役所本庁舎2階 22番窓口

## 【山口地域：地域交流センター等】

開催日	受付時間	会場
2月 2日(月)	9:30～14:00	宮野・吉敷・佐山 地域交流センター
2月 3日(火)	9:30～14:00	大歳・嘉川 地域交流センター
	9:30～12:00	仁保 地域交流センター
2月 4日(水)	9:30～14:00	小鯖 地域交流センター
	11:30～14:00	二島 地域交流センター
2月 5日(木)	9:30～14:00	大内 地域交流センター
	9:30～12:00	名田島 地域交流センター
2月 6日(金)	9:30～14:00	平川(※) 地域交流センター
	9:30～12:00	鑄銭司 地域交流センター
2月 9日(月)	11:30～14:00	陶 地域交流センター

※平川地域交流センターは建替え工事に伴い、「JA 山口県ふれあい平川支所」に仮設庁舎を設置しております。

## 【小郡地域】

開催日	対象地区	受付時間	会場
2月16日(月)	地区指定なし(ご都合の良い方)	9:30～15:00	小郡総合支所 1階 第1会議室
2月17日(火)	奥畑、前畑、新町西、平原、宮の原、宮の前、椎の木、わかば台、新町東上、新町東下、光が丘南、光が丘中、光が丘東、白土、ヴェルコリーナ、仁保津上、仁保津下、仁保津東、檜の前、岩屋、八方原、森下		
2月18日(水)			
2月19日(木)			
2月20日(金)			
2月24日(火)	円座東、円座西、元橋、東津上、東津中、東津下、新丁、柳井田、蔵敷、田町、中央通、津市上、津市中、津市下、津市南、大正上、大正中、大正下、尾崎、金堀、山手上、山手下		
2月25日(水)			
2月26日(木)			
2月27日(金)	三軒屋、明治東、明治西、明治北、矢足、長谷、長谷西、柏崎、新開、原、金池、御幸町、黄金町、高砂町、大江町、船倉町、緑町、花園町、若草・平砂町、維新町、給領町、栄町、平成町、前田町		
3月 2日(月)			
3月 3日(火)			
3月 4日(水)～ 3月16日(月)の平日	地区指定なし(ご都合の良い方)		
3月 1日(日)	<b>休日申告</b> 平日に来られない方		

## 【阿知須地域】

開催日	対象地区	受付時間	会場
3月 2日(月)	小古郷、前山、小山	9:30～15:00	阿知須地域 交流センター 1階多目的室
3月 3日(火)	北祝、南祝、西祝		
3月 4日(水)	東条、縄田		
3月 5日(木)	中村、西条、寺河内、浜、二の宮		
3月 6日(金)	砂郷、飛石、沖の原		

## 【阿知須地域】

開催日	対象地区	受付時間	会場
3月 9日(月)	砂郷、飛石、沖の原	9:30~15:00	阿知須地域 交流センター 1階多目的室
3月10日(火)	岩倉、旦、浜表、赤迫		
3月11日(水)	井関、野口、杖川、河内、源河、向井関、 引野、仙在、青畑、焼野、岡		

## 【秋穂地域】

開催日	受付時間	会場
2月10日(火)	9:30~15:00	大海総合センター
2月12日(木)		
2月20日(金)~2月27日(金)の平日	9:30~15:00	秋穂総合支所第1会議室

## 【徳地地域】

開催日	受付時間	会場
2月 4日(水)	9:30~14:00	徳地交流センター島地分館
2月 5日(木)	11:30~14:00	徳地地域交流センター串分館
2月 6日(金)	9:30~14:00	徳地地域交流センター八坂分館
2月 9日(月)	11:30~14:00	徳地地域交流センター柚野分館
2月10日(火)	9:30~14:00	徳地地域交流センター2階大会議室
2月12日(木)		
2月13日(金)		

## 【阿東地域】

開催日	受付時間	会場
2月 9日(月)	11:30~14:00	嘉年基幹集落センター
2月10日(火)	9:30~14:00	阿東老人福祉センター
2月12日(木)	11:30~14:00	阿東地域交流センター篠生分館
2月13日(金)	9:30~14:00	阿東地域交流センター生雲分館
2月16日(月)	9:30~14:00	阿東地域交流センター
2月17日(火)		
2月18日(水)		
2月19日(木)		

## 住民税の電子申告が始まります。

令和8年度(令和7年分)より、ご自宅等からお持ちのPCやスマートフォンを使用して市民税・県民税の申告を行っていただけます。各会場での申告が難しい方はぜひご利用ください。

詳しくは山口市ウェブサイトをご参照ください。



山口市ウェブサイト  
「市民税・県民税の  
電子申告について」

問い合わせ先

市民税課市民税担当

(山口市役所本庁舎(山口総合支所)2階) ☎083-934-2735

